

可児市農業委員会第8回農業委員会総会議事録

開催日時	令和元年8月2日（金）午後1時30分から3時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、勝野 英俊、日比野泰成、二宮 章二、 鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、渡邊 千春、 山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
欠席委員	井藤 平榮
事務局	事務局長 渡辺 達也、課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利
議案	第41号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第42号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第43号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第44号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第45号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長 （菱川会長）	<p>令和元年第8回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員会につきましては、4番井藤平榮委員より欠席届が提出されており、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員については、全員出席の9名です。</p> <p>これより、令和元年第8回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりになっております。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は議長において、13番渡邊千春委員、14番山田照男委員の両名を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、議案第41号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

日程第2、議案第41号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明します。

申請の内訳は、売買3件です。

受付番号1の案件は、瀬田の方と瀬田の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字半ノ木、地目は畑、面積は304㎡の農振白地です。

譲受人は申請地の近隣で耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。譲受後の耕作面積は1,987㎡となります。

この案件につきましては、3反要件に達していませんが、農地法施行令第2条第3項第3号の中では、「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供しているものが権利を取得すること」となっておりまして取得が可能となっている案件です。

受付番号2の案件は、本巢市の方と下切の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞、地目は畑、面積は72㎡の農振白地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。譲受後の耕作面積は6,911㎡となります。

なお、この案件は、委員さんとの現地確認の際、「申請人は申請地の近くで耕作しているとのことだが、どこであるか。現在申請地は荒廃農地だが耕作するのか」というご発言がありましたが、後日確認しましたところ「隣接地は同居している譲受人の子が所有している。譲受人は耕作する意欲がある」と回答をいただいています。

受付番号3の案件は、下恵土の方と兼山の方との間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は310㎡の農振地外の農地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、申請地を取得して経営規模の拡大を計画することです。譲受後の耕作面積は7,897㎡となります。

以上の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。

【事務局挙手】

事務局

ここで、今一度少しご時間をいただきまして補足説明をさせていただきます。

受付番号1の案件につきましては、今年3月の総会で、5条で審議していただいている案件です。その後転用事業者が変わりまして、事業の見直しがあったようで、その関係で取り下げしています。新しい転用事業者があらためて開発を進める訳ですが、今回申請している農地につきましては、エリアから外れる関係で以前から譲受人が譲渡人と隣接している農地の取得を希望していたということで、このタイミングで今回3条として申請されたということです。

議 長	地元委員からの発言をお願いします。
渡 邊 委 員	<p>受付番号 1、瀬田をお願いします。</p> <p>受付番号 1 について、13 番渡邊が現地確認の報告をします。</p> <p>場所は、花フェスタ公園から県道多治見八百津線を挟んで西側にあります。</p> <p>申請地を取得して経営規模の拡大をすることです。</p> <p>東側は水路、北側は山林、西側は譲受人の宅地、南側は譲受人の畑です。申請地は接道しておらず、譲受人の宅地を通らなければならぬ場所です。譲受人が耕作していただければ良いと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>受付番号 2、下切をお願いします。</p> <p>受付番号 2 について、推進員 5 番溝口が現地確認の報告をします。</p>
溝口 (茂) 委員	<p>現地は、山林の麓で雑草が結構生い茂って耕作放棄地になっています。先ほど事務局から説明がありましたけれども、ここを取得して耕作されるということであれば、よろしいことかと思しますので、ご検討をお願いします。</p>
議 長	<p>受付番号 3、下恵土をお願いします。</p> <p>受付番号 3 について、3 番の可児が報告します。</p>
可児 (勉) 委員	<p>J R 可児駅と名鉄新可児駅のすぐ西側にある旧総合会館分室の北側です。今現在稲が造ってありますけれども、非常に良い田圃で、譲受人が今度取得して農地として利用することです。何ら問題ないと見てまいりましたので、皆さんのご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今受付番号 1 番から 3 番について、地元委員から発言がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【長谷川委員挙手】</p>
長 谷 川 委 員	<p>1 番の案件ですが、譲受人が 79 歳ですね、世帯人数もご本人一人ですが耕作ができるのでしょうか。事務局又は現地確認委員さんどうでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【渡邊委員挙手】</p>
渡 邊 委 員	<p>渡邊が報告します。譲受人は 79 歳ですが、元気でやられていまして、申請書ではお一人となっていますが、娘さんが同居されています。娘さんとその婿さんと一緒にやられるということをお聞いております。</p>
議 長	<p>その他、何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見なし】</p>
議 長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>日程第 2、議案第 41 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として許可することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声多数あり】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として許可することに決しました。</p>
議 長	<p>日程第 3、議案第 42 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p>

それでは、事務局の説明をお願いします。

日程第3、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今回は5件の申請があります。

受付番号1の案件は、柿下の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、柿下字高田、地目は畑、面積は142㎡、農振白地の1種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積み及びL型擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとなっています。

なお、1種農地ということですが、隣接している宅地と一体利用して住宅を建築するものであり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できないということから、問題ないかと思われます。

受付番号2の案件は、大森の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字藤藪、地目は田、面積は1,574㎡のうち1,187㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、太陽光発電システムの用地にするとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は用水へ排水、このため用水への排水の同意手続きについては提出済みとなっています。なお汚水排水はございません。

受付番号3の案件は、下切の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字兼丈洞、地目は畑、面積は92㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、隣接地を一体利用して1棟の共同住宅を建築するとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は、公共下水道へ排水となっています。開発協議につきましても、まちづくり条例の対象案件で、協定の締結済みですが、変更協議が必要となり変更協議申請が申請予定となっている案件となっています。

受付番号4の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は畑、面積は405㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、貸駐車場を整備するとしています。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

なお、無断転用に対する始末書が申請書に添付済みです。これは平成10年頃から、当時の株名古屋パルプ、現在の大王製紙(株)に駐車場として貸していたとのことです。

現地確認の際、現地内にフェンスで囲った場所があるが、農転後どうするかと委員さんからご質問がありましたが、これについては中が空洞であることが想定されるので、埋め立てをする予定であるとのことです。

受付番号5の案件は、各務原市の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中西、地目は畑、面積は 330 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

無断転用に対する始末書が、申請書に添付済みです。これは 3 年前の 2016 年 8 月頃から農地転用の許可を得ないで一部を資材置場として利用していたことから始末書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響には、十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。

受付番号 1、柿下をお願いします。

高 木 委 員 受付番号 1 番について、12 番高木が説明いたします。

場所は、柿下の NTT 電話交換所から約 200m 南にいったところにあります。

この土地は遺産相続で取得されて一部が畑になっておりました。この土地は隣接する宅地と一体利用して、住宅を建設する予定であります。現地確認をした結果、一般基準判定は問題ないと思われましたので、審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 それでは、受付番号 2 番大森をお願いします。

可 児 (す) 委 員 受付番号 2 番について、推進委員の可児が説明します。

大森帝京高校の入口から 300m 市道 27 号線に沿ったところにある田です。そこに太陽光発電を設置するとのことでした。

周りはフェンスで囲い、雨水排水は当初道路側溝へとなくなりましたが、農業用排水路への排水の同意を土地改良へしてあるそうです。土地はならずだけで盛土はないということです。ご審議をお願いします。

議 長 受付番号 3 番、下切をお願いします。

溝 口 (茂) 委 員 推進委員 5 番溝口が現地確認の結果を報告します。

申請地の西に面している狭い道路は、工業団地と雲龍寺へ続いている道路で、交通量も多い状況です。申請地は現在雑草が生い茂り、今回隣接する宅地に賃貸マンションが建築中でそのマンションの駐車場として一体利用していただければ、安全上からも整備されるのであれば良いかと思えます。ご審議のほどお願いします。

議 長 受付番号 4 番、土田をお願いします。

三 宅 委 員 所在地は名古屋パルプのすぐ北で、名鉄電車の線路に平行している道路に面しております。現地確認の結果、特別に問題ないと確認しました。よろしくご審議ください。

議 長 受付番号 5 番、下恵土をお願いします。

可 児 (勉) 委 員 3 番の可児が発表します。

場所は、沓井（自治会）というところで、先ほど事務局から詳しく説明がありましており、現在確認したところ、地目が畑となっていますがとても畑とは見えず、かなり以前から資材置場として利用されていたようです。草が生い茂っている状況でありまして、これが今度住宅地になってきれいになれば、やむを得ないと見てまいりました。よろしくをお願いします。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご質問、ご意見等はございませんか。

山田委員 【山田委員挙手】
14番の山田が受付番号2について事務局に質問します。
太陽光発電ということで申請されていますが、申請地の隣接地に居住している方への説明がないのですが、これはそのままよろしいのでしょうか。

事務局 【事務局挙手】
隣地所有者への説明というのは、隣地として農地がある場合について説明資料に謳うことになっていまして、ここについては隣接して別の方の所有する方の農地がないということで、隣地の方への説明がないということになっています。
隣接は宅地ですので、説明がないということになっています。
少し補足させていただきます。
今の話のように、今回隣接地に農地がないので、説明が特にしていないとなっていますが、届出上は添付していないのですが近隣ということでこういう事業を行うという説明はされていると思いますが、当方としてはそこまで求めてはいません。

大澤委員 【大澤委員挙手】
2番の大澤から3番の案件について質問します。
資料を見ますと建物が建っているように見受けられますが、この場合この方だけ始末書が提出されていないのですが、どうして取られないのですか。

事務局 今回申請部分のみ登記地目が畑で、雑草が生えており、建物は建っていない状況です。

大澤委員 資料をみると建物があると見受けられるのですが、建物が壊されてから現地確認がされ、その時点では雑草のみが生えている状況であったと解釈すればよいのですか。

事務局 はい、現況は建物の基礎の痕跡等が見受けられませんでしたので、始末書を要求していません。

大澤委員 元は建物があったということですね。
現地確認の時点で建物がなければ、始末書はいらないということですか。

事務局 この申請地が、宅地であったとみなされれば、始末書を提出してもらうことになります。
先ほど申しあげましたように建物の基礎の痕跡等が見受けられませんでしたので、再度精査してみます。

大澤委員 2番の案件についてお尋ねします。
先ほど可児委員が、土地改良区の同意をもらって排水をされましたよと説明をされましたので、事務局は資料の土地改良区の同意の欄に明記してください。

事務局 はい、実は昨日同意書が提出されており、その旨の説明不足でした。ここで資料の訂正をさせていただきます。
土地改良区のエリアではありませんでしたので、資料の同意の欄に「あり」と記載していません。なお、土地改良区が管理している水路がありましたので、申請地の雨水が流れることもあることを考慮して地元の水利組合の承諾をいただいています。

大澤委員 土地改良区のエリアであるにかかわらず、せっかく土地改良区の同意をもらっているのであれば、資料に「あり」と明記した方が、委員の皆さんに理解してもらいやすいの

事務局	ではないかと思います。
議長	わかりやすい表記にしていくよう検討します。
議長	その他ご意見ありますか。
議長	【質疑なしの声多数あり】
議長	ご意見もないようですのでお諮りいたします。
議長	日程第3、議案第42号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。
議長	【異議なしの声多数あり】
議長	ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。
議長	日程第4、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。
事務局	それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	日程第4、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明をします。
	申請の内訳は、売買による所有権移転が9件、贈与による所有権移転が1件、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が1件の合計13件です。
	受付番号1の案件は、中恵土の方と中恵土の方との使用貸借権の設定により、転用許可を求めるものです。
	土地の概要は、中恵土字ハサマ外2筆、地目は畑と田、面積は693㎡のうち212㎡、農振地外の3種農地と判断されます。
	転用目的は、一般個人住宅を建築するとのことです。
	周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。
	受付番号2の案件は、広見の方と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。
	土地の概要は、広見字塚本、地目は田、面積は738㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。
	転用目的は、1棟の住宅型有料老人ホームを建築するとのことです。
	周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。申請地が西側の市道3144号線に接道する必要があるということで、現地は赤道が北西側に存在するというで用途廃止を行い、接道の要件を満たすとなっています。
	なお、現地確認の際、この場所が広見小学校鳥屋場分団の集合場所となっているので、関係者との調整は大丈夫かとの指摘がありました。これにつきましては、教育委員会が小学校を通じて協議中です。
	受付番号3の案件は、瀬田の方と下恵土の法人との売買による所有権移転で、転用許可

を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字音無、地目は田、面積は 1,769 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、7 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は、道路側溝へ排水、汚水排水は、公共下水道へ排水するとしています。

なお、この案件については、開発協議とまちづくり条例の対象となっていますが、現在のところ未申請となっています。

現地確認の際、申請地西側の田が休耕中となっていますが、この休耕中の田への水の供給はどうするのかとのお尋ねがありました。これにつきましては、計画変更して塩ビ管を入れて給排水ができるようにするとの回答を得ています。農振除外時の内容が分譲住宅 6 棟となっていますが、今回農転許可の申請が 7 棟となっていますので、農振除外の変更届の手続きが必要となっています。

受付番号 4 の案件は、大森の方と大森の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字松伏外 1 筆、地目は田、面積は合計 760.88 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。代替地検討済みとなっています。

転用目的は、井戸・建築用資材置場・駐車場・水路となっています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積み及び素掘り水路を設けることで、土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号 5 の案件は、広眺ヶ丘の方と大森の法人との賃借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、大森字松伏外 1 筆、地目は田、面積は合計で 244 m²、農振白地の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、工場敷地を整備するとのことです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしております。雨水排水は自然浸透、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。この案件には、始末書が申請書に添付済みです。

受付番号 6 の案件は、今の方と愛知県小牧市の方による使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今字後田外 1 筆、地目は田、面積は合計 333 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。代替地検討済みとなっています。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとしています。

雨水排水は土地改良区水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。無断転用に関しては申請書に添付済みです。

始末書の件ですが、昭和 38 年ごろから車庫・物置として使用していたとのことです。

土地改良区水路へ排水の件ですが、土地改良から既に了承を得ているとのことです。

受付番号 7 の案件は、本巣市の方外 1 名と大森の法人との売買による所有権移転で、転

用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞外 3 筆、地目は田、面積は合計 766.37 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。代替地検討済みとなっています。

転用目的は、1 棟の事務所を建築することです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水となっています。

なお、北側道路の幅員が 4 m 未満のためセットバックが必要となっていますが、現況を見るかぎり 4 m の幅員はあるのでセットバックは、必要はないと思われます。

受付番号 8 の案件は、下切の方と兼山の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字古入洞、地目は田、面積は 768 m²のうち 390.11 m²、農振白地の 2 種農地と判断されます。代替地検討済みとなっています。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

なお、先ほど受付番号 7 でも説明しましたが、北側道路の幅員が 4 m 未満のためセットバックが必要となっていますが、現況を見るかぎり 4 m の幅員はあるので、セットバックは必要ないと思われます。

受付番号 9 の案件は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字北林泉外 2 筆、地目は畑、面積は合計 911 m²、農振地域外の 3 種農地判断されます。

転用目的は、3 棟の分譲住宅を建築するとしています。

周辺農地への被害防除対策は、外周にコンクリート擁壁を敷設し土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

受付番号 10 の案件は、下恵土の方と広見の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字豊田、地目は田、面積は 514 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、貸駐車場を整備するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みを敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

現地確認の際、委員さんから申請地の南西側は耕作地かとのご質問がありましたが、確認の結果、地目は田となっていました。

受付番号 11 の案件は、取り下げられています。

受付番号 12 の案件は、八百津町の方と今渡の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東外 1 筆、地目は畑、面積は合計 330 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、一般個人住宅を建築するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みにより土砂等の流出を防ぐとし

ています。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水としています。

受付番号 13 の案件は、今渡の方外 1 名岐阜市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町外 1 筆、地目は田、面積は合計 2,071 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、8 棟の分譲住宅を建築するとしています。

周辺農地への被害防除策は、隣地堺に擁壁を敷設することで土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は土地改良区排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしています。

なお、これにつきましては、開発協議の対象案件となっております、都市計画法及びまちづくり条例に基づき協議が 7 月 26 日付けで提出されています。

受付番号 14 の案件は、多治見市の方と多治見市の方との贈与による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、川合字塚越外 1 筆、地目は畑、面積は合計 508 m²、農振地域外の 3 種農地と判断されます。

転用目的は、12 台分の貸駐車場を整備するとしています。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロック積みにより土砂等の流出を防ぐとしています。雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。無断転用に対する始末書は、申請書に添付済みとなっています。この件につき補足しますと、大正の終わり頃に家屋を建築したが、平成 11 年に焼失、建物が建築されていたこともあり、現在農地性はありません。

現地確認の際、委員さんから進入路が狭いが本当に駐車場として貸し出すのかとのご質問がありました。申請者に確認しましたところ、貸駐車場として行うと回答を得ています。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

山 田 委 員

受付番号 1 番、中恵土をお願いします。

受付番号 1 について、14 番山田が説明いたします。

物件の概要ですが、場所はですね、子守神社の東側に可児工業高校のグラウンドがありその南に申請地があります。ここに息子さんの家を建築する予定になっています。雨水排水はすぐ前の道路側溝へ排水のため農業用水に影響はないと思われしますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長

受付番号 2 番、広見をお願いします。

溝口（知）委員

推進委員 9 番溝口が説明します。

現在、すぐ西側で老人ホームをやってみえる方が、増設をするという形になります。

今回問題点が幾つかありまして、私は赤道の付け替えと聞いたのですが、払下げになっていますか。

【事務局挙手】

事 務 局

これは、付け替えとなっています。

溝口（知）委員	付け替えになりますと、旧国道 248 号線沿いと申請地に高低差がありまして、付け替えても意味がないと思います。どうせやるならば南北に既存の道路があるんですが、これが狭いのでここに付け替えたらどうかと思います。それと、今駐車場として使ってみえる部分は農転してありますか。
事務局	現在雑種地となっています。
溝口（知）委員	そうしますと開発にはかからないのですか。 【事務局挙手】
事務局	今回の案件につきましては、開発にはかからないとなっています。
溝口（知）委員	そうしますと、実は線路沿いに水路があるんですが、この水路が線路の東側から西側に向けて流れています。それで南側にその水路を利用している方がありますので、水の確保をすることが必要になると思います。そういう面で、委員として反対ではないですが、地元への説明が必要になるのでないかと思います。 【事務局挙手】
事務局 議長 渡邊委員	今、ご意見をいただきました件につきましては、申請者に伝えます。 続きまして受付番号 3 番、瀬田お願いします。 受付番号 3 番について、13 番渡邊が現地確認の結果を報告します。 この場所は、平成 30 年 8 月に農振除外されたところです。 中恵土連絡所から 480m 東側にあります。また、まゆきクリニックから 210m 左側になります。
議長 可児（す）委員	転用目的は分譲住宅を 7 棟建築するとのこと。東側は道路、北側は水路、西側は宅地と田、南側は田です。隣地所有者への説明もあり、雨水排水は道路側溝へ排水、上下水道は既存の埋設管に接続、農業用水への影響はないと思われ。ご審議をお願いします。 受付番号 4 番と 5 番、大森お願いします。 受付番号 4 番、推進委員可児が説明します。 大森の三峰温泉の東側にあたる土地です。かつては農地として使用されていたようですが、現在は雑草が多く繁っている状況です。温泉の施設の井戸がその隣のところにあり、その温泉施設と一体で使用するという事です。その周りにフェンスで囲い、土地の境に U 字溝を設置して素掘りの水路を造るということです。資料には温泉施設井戸と明記してあり、また井戸を掘るのかなと思いましたが、詳細は聞いておりません。申請地はコンクリートの 2 次置場でもあるということです。少し気になりますのはコンクリートの 2 次製品が露地で積まれるみたいで、すぐ隣の温泉槽の排水路が大森川に通じているので、雨水等で変な水が出ないといいなと思います。申請地は上下水道を使用しない、雨水排水は自然浸透、隣の工場には事業内容を説明済みで、資料に明記してある黒の太線部分は、その工場と一緒に使う道路とのこと。農業用水への影響はないと思います。隣接農地所有者への説明はあります。農業用排水には影響ないということです。審議をお願いします。 受付番号 5 番を説明します。 申請地は、前回 5 条許可がおりたところの隣になります。既に昭和 63 年頃からコンクリートで固めて使用しており始末書が出ています。ご審議をお願いします。
議長	続きまして受付番号 6 番、7 番、8 番、お願いします。

鈴木（啓）委員 受付番号6番から8番までを続けて8番委員鈴木が現地確認結果の報告をします。

受付番号6番ですが、先ほど事務局から詳しい説明をしていただきましたので、私は始末書の件について経緯を説明します。昭和38年頃に今の倉庫とか物置を造られました。その時点まで牛を飼ってみえましたが、時代の流れで牛を飼うのをやめられて今の車庫とか物置に代わったということが現状です。一般基準判定に関しましては、今の土地改良水路の了解もとっていただいております、また公共設備である上下水道へ接続ということですので問題ないと思われました。

続きまして受付番号7番は、先ほど事務局から話がありましたように、申請地の北側に4m程度の道路が接道しています。申請地には高さ50cm程度の草が全体に繁っています。場所によっては1mそこそこの草も生えております。道路に関しましても4mあり、一般基準判定に関しましても何ら問題ないと思われました。

受付番号8番につきましても、受付番号7番の隣にありまして、この申請地も同様に草が繁っています。一般基準判定に関しましても同様に何ら問題ないと思われました。

長 受付番号9番10番、下恵土お願いします。

可児（勉）委員 3番の可児が説明します。

場所は今渡南小学校のすぐ西側に位置しています。申請者のご高齢となりまして後継者がいないということで、こうして宅地にされるということで今回申請が出ております。やむを得ないと思って見てまいりました。周囲もだんだん宅地化されていまして、この辺大変良い畑ですので、残念なことと思われました。

続きまして受付番号10番ですが、場所がJR可児駅、名鉄新可児駅のすぐ西側、元可児市総合会館分室の南側です。申請地は、荒廃農地寸前で草が生い茂っていましたが、今回駐車場ということで転用が出ていまして、以前から農地としては耕作物を作ってみえなかったもので、これもやむを得ないかなと思って見てまいりました。基準判定も、先ほど事務局から説明がありましたように全て問題ないと思われました。ご審議をお願いします。

長 続きまして受付番号12番、13番、今渡お願いします。

浅野委員 1番推進委員浅野が受付番号12番について現地確認の報告をします。

国道21号バイパス今渡交差点より北西へ100mのところですが。

転用目的は譲受人の住宅の離れを建築されるということで申請が出ています。

上水道は前面道路から、下水道は公共下水道へ接続で、雨水排水は道路側溝へ排水となっております。

なお、一体利用地があります。現地確認の結果、問題ないと思っております。ご審議をお願いします。

引き続き受付番号13番について現地確認の報告をします。

場所は国道21号バイパス住吉南交差点より北東200mのところですが。南側の土地改良区の排水路に沿ったところですが。

転用目的は、譲受人が分譲住宅8棟を建築する形で申請が出ています。

申請地の東に隣接して水路があります。この水路の東隣にある住宅団地内の道路を申請地まで延長し接道することのことです。これは申請地の西側道路との段差があること、道

路幅員が狭いことによるとのことでした。また合計面積が2,071㎡ありますので、開発協議が必要となっています。上水道は前面道路、汚水の排水は公共下水道へ、雨水排水は土地改良区排水路へ排水となっています。なお、工事についても東隣りの住宅団地内道路から水路を跨いで埋め立てを行うとなっていますが事務局いかがでしょうか。

【事務局挙手】

事務局 事務局から補足します。今、浅野委員からお話がありましたように東側は以前開発が済んでおり、ここから進入しまして西側の道路に突き当たるまで開発を行うとなっています。申請地の真ん中に道路を通し、この新設道路を挟んで北側に4棟、南側に4棟の分譲住宅を建築するとしています。先ほど西隣りの道路について説明がありましたように、この西側道路が狭小で使用できないため、新設道路に転回広場を造り、自動車を切りかえして東側から出入りできるように計画しています。

議長 大澤委員 それでは、受付番号14番、川合お願いします。

大澤委員 2番委員の大澤が説明します。

ここが、昔からある川合の住居地域の一角です。先ほど説明がありましたように、申請地には私の記憶がある限り子どもの頃から家が建っておりまして、お一人の方が住んでみえたんですが火災にあわれまして、家がなくなって現状は荒地になっています。更に雑草が生えておりまして、隣接する農地の所有者や住宅の方が非常に困って見えまして。私はここがまさか農地だとは思っていませんでした。地目が畑という農地のままであったということです。譲受人は多治見市に住んで見えまして、今回譲受人であるお母さんから息子さんへ贈与でもらって、ここを駐車場にしていきたいということですので、きちっとしていただければ周囲の方も喜ばれると思いますので、是非許可していただければと思います。

議長 それでは、1番から14番まで地元委員さんからの意見がありました。これについて何かご意見ありますか。

【渡邊委員挙手】

渡邊委員 13番の渡邊ですが、受付番号3番の案件ですが、ビニール管を通すということですが、その管の太さは何mmですか。その管の取入口は東側の道路から取り入れるかも確認させてください。

【事務局挙手】

事務局 口径とどこからとかは、書類上には出ていません。給排水については間違いなく確保すると回答をいただいておりますが、今の口径等についてのご質問については確認できていません。なお、ここについては面積が1,700㎡強ということで、開発協議の対象になっていますので、給排水を含め協議されると思います。

【渡邊委員挙手】

渡邊委員 現状を確認したときに、申請地の隣地が現在荒廃農地になっていましたが、将来耕作されるかどうか一度持ち主に確認していただきたいと思います。

【事務局挙手】

事務局 その件に関しましては、申請者側が確認しておりまして、農地である以上、現在荒廃農地となっていて、現在の所有者が農地への給水を接続しなくてもいいよと言われてまして

も、後に代が変わって水が来なくなっていて営農ができないということのを避けまして、給排水については整備するように指導をさせていただいています。

【溝口（知）委員挙手】

溝口（知）委員 9番の溝口です。私が説明した2番の案件ですが、赤道の付け替えという問題ですけれども、資料をみますと赤道の面積と付け替える面積がかなり違う。これは現実としては問題ないのですか。

【事務局挙手】

事務局 当方が、面積的には等価交換を行うと聞いておりますので、面積については赤道の部分と同価値になるよう調整を行うことになると思います。

【溝口（知）委員挙手】

溝口（知）委員 等価交換ということは、価値が一緒ということですね。そうであれば面積的にはほぼ一緒でないと。

【事務局挙手】

事務局 そうですね。おそらく面積的には、ほぼ同じになると思います。

【溝口（知）委員挙手】

溝口（知）委員 図面を見ると、まったく違う。

【事務局挙手】

事務局 この案件につきましては、建設部の管理用地課と今協議が始まったところです。どのようにしていくかは、まだ細部まで詰め終わっていない状況です。

【溝口（知）委員挙手】

溝口（知）委員 申請地の西側の市道の幅員が4mと狭いので、ここに付けてもらえれば幅員が広がるので、大変いいのではないかと地元から意見が出ています。この辺を合わせてできれば開発協議の対象でないのであれば、この案のまま進んでしまうと思うので、地元へ話をおろしてもらいたいと。

【事務局挙手】

事務局 それでは、その旨意見として伝えさせていただきます。

【溝口委員挙手】

溝口（知）委員 よろしくをお願いします。

【大澤委員挙手】

大澤委員 私も思うのですが、今の案件ですけれども、是非1,000㎡以下ですから開発協議の対象でないので、農業委員会としてここでOKを出したら、譲受人の好きなようにやってしまうと思うんです。歯止めがかけられるのはここだけだと思います。地元の委員さんとか地元の自治会のかなり了解をとってから農業委員会は許可を下すこととして今回は見送りした方がいいと思うのですが、その辺は地元の委員さんはどうですか。

【溝口（知）委員挙手】

溝口（知）委員 この施設や農転そのものには、反対ではないんです。こういう施設ができることはいいと話が出ています。ただし、そのやり方については、地元を下してほしいと思う訳です。

【大澤委員挙手】

大澤委員 それでは、もう一度お聞きしますが、やはり地元がOKを出すまではここで規制をかけ

日比野委員 事務局でなく、委員のみなさんでしょうか。
 大澤委員 先ほど渡邊委員が話された3番案件もはっきりしないみたいで、心配なんです。
 日比野委員 3番の案件は、開発協議があるので、まだ縛られる。2番の案件は、縛りがきかない。
 溝口(知)委員 開発協議でなく、まちづくり条例でしょ、どの程度のことをやるんでしょうか。
 溝口(知)委員 私が聞いている限りでは、まちづくり条例の対象になると、地元説明があると聞いているんです。今回農転だけですと地元説明がないんですから、知らないうちに出来てしまうということが可能かなと感じています。
【事務局挙手】
 事務局 事務局から今の案件についてですが、事務局としましては、農地法の第5条の申請ですので、地元との調整を条件にして規制することは、どうかと思います。一応立地基準、3種農地ということ、用途地域となっている、一般基準判定に適合しているということで、農地を転用することが適切であるか否かを判断し、許可相当であるかどうかを審議していただければと思います。
【溝口(知)委員挙手】
 溝口(知)委員 地元としましては、先ほど事務局から話がありましたが、小学校の児童の集合場所という問題もありまして、特に地元にとってここについては大事なところですので、後からしまったということのないようにしたい。ただし、施設ができることについては決して反対はしておりません。ですので、農転をされることはいいことだと思っています。ただ、施設をつくることにあたって、地元住民への説明を十分していただいてご理解を得ていただくことが一番よいことだと私は思います。
 議長 それでは、今受付番号2番の意見ですけれども、委員の皆さんの意見を取り入れた方が私もいいかなと思います。そして事務局の意見も取り入れた形で、皆さんに今審議をしていただく訳なんですけれども、条件を一つだけ加増しまして地元との協議を必ずして、調和のとれたものにして、こちらは許可するというように採決をしたらどうでしょうか。地元の委員さん、どうですか。
 溝口(知)委員 はい、一応納得のいくものを造っていただきたいと思いますので、そうしていただければありがたいと思います。
 議長 それでは2番に関しましては、今お話をしましたように地元との調和をとれた話し合いをしていただくということで、条件を一つだけ付けたいと思います。その他、1番から14番についてご意見はありますか。
【意見なし】
 議長 それでは、2番だけ条件を付けるということで、お諮りをします。
 日程第4、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請にたいする意見について」は、これを許可相当として市に進達することにご異議ありませんか。
【異議なし多数】
 議長 ご異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。事務局、2番だけは、そのような条件を加算するようお願いします。

議 長 日程第5、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第5、議案第44号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は1件の申請です。

受付番号1は、当初事業者の広見の方と事業継承者の東京都新宿の法人との売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。

土地の概要は、川合字大廻間、地目は田、面積は330㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、2棟の分譲住宅を建築するとしています。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水するとしております。

この案件につきましては、資料にありますように現地自体が当初の許可の段階で、造成により農地性がないので5条申請が出てきておりません。

周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万が一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとしております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。

大 澤 委 員 受付番号1番川合お願いいたします。

2番委員の大澤が説明をします。

10年以上前に、広見の方が買われるときに家を建てるということで許可をとられて購入され、造成までされた時点でそのままにしてある土地です。現況は田を埋め立てられて農地の形状は成しておりません。今回、譲渡人は自分で家を建てるとつもりだったのですが、お止めになって業者の方に売られるということで、申請が出ています。どちらにしても家を建てられるということですので、地元としては特に問題はありません。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【日比野委員挙手】

日 比 野 委 員 計画変更ということで、自宅を造るつもりであったけれども資金難でだめになったので、売ります。分譲住宅ということが今までこういうことがあったのですが、その辺については、どうなんでしょうか。今回の場合は10年経っていますのでないと思いますが、これまでの中には投機目的ということもあったのではないのでしょうか。このあたりはどういう考え方でやっていくのかなんですが、事務局どうですか。

事 務 局 転用申請時には、資金調達計画を明記していただき、通帳や金融機関の残高証明書、融資証明書で確認していますが、それだけでは投機目的であるか否かは確認できないのが現状です。

議 長 その他、ご意見ありますか。

【質疑なしの声あり】

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第44号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、当委員会として承認相当として市に進達することにご異議

議 長 長 ございませんか。
 【異議なしの声多数あり】
 議 長 長 ご異議ないものと認め、本案件は承認相当として市に進達することに決しました。

議 長 長 日程第6、議案第45号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。
 事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 日程第6、議案第45号、土地現況確認申請書（非農地）について、内容を説明させていただきます。今回申請は1件です。
 受付番号1の案件は、瀬田の方が所有する畑です。
 土地の概要は、瀬田字日影山、地目は畑、面積は合計で112㎡です。この農地は、平成15年まで耕作しておりましたが、平成20年ごろから山林原野状態になり、現在に至ることです。

議 長 長 只今、事務局からの説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いいたします。
 受付番号1番、瀬田お願いします。

渡 邊 委 員 受付番号1番ですけれども13番委員の渡邊が現地確認の結果を報告いたします。
 場所は、花フェスタ記念公園から県道多治見八百津線を挟んだ西側です。平成15年頃まで耕作され、平成20年頃から山林原野化し現在に至っています。現況を確認しましたところ、木が生えて農業ができない状態となっています。ご審議のほどお願いします。

議 長 長 今、地元の委員から説明がありましたが、何かご意見ありませんか。
 【意見なしの声あり】

議 長 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第6、議案第45号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり承認相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議 長 長 【異議なしの声多数あり】
 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり承認相当として市に進達することに決しました。

議 長 長 日程第7、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。
 なお、受付番号2の案件は、7番可児すみ子推進委員が利権を受ける者の関係者であることから、農業委員会等に関する法律第31条の議案審議参与制限により審議に加わることはできません。
 そこで、先に受付番号2の案件を審議します。
 7番可児すみ子推進委員の退席と退室をお願いします。

議 長 長 【可児すみ子推進委員退席・退室】
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 日程第7、議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明します。

受付番号2の案件は、大森の方と大森の方との間での使用貸借権の設定です。
土地の概要は、大森字竹之腰外1筆の農振農用地で、地目は田、面積は新規5,070㎡です。

議 長

使用貸借権の期間は、令和11年8月までの10年間利用集積を図るものです。
只今、事務局から説明のありました案件につきまして、何かご意見、ご質問ありませんか。

議 長

【意見なしの声あり】
ご意見もないようですので、お諮りします。
日程第7、議案第46号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」受付番号2番は、これを承認し、市長に報告することにご異議ありませんか。

議 長

【異議なしの声あり】
ご異議ないものと認め、本案件は、当委員会としてこれを承認し、市長に報告することに決しました。
それでは、可児すみ子推進委員の入室と着席を認めます。

議 長

【可児すみ子推進委員入室・着席】
引き続き、日程第7、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」受付番号1番を議題とします。

事 務 局

事務局の説明をお願いします。
日程第7、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を説明します。

今回の利用権の設定は、先ほどのご審議いただきました受付番号2番の案件を含め2件です。

受付番号1番について説明します。
この案件は、久々利の方と土田の方との間での解除条件付使用貸借権の設定です。
土地の概要は、久々利字岡本外1筆の農振農用地で地目は田、面積は5,784㎡の新規設定で、令和4年8月までの3年間、利用集積を図るものです。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議 長

【質疑なしの声多数あり】
ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第7、議案第46号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」1番は、これを承認とし、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

議 長

【異議なしの声多数あり】
ご異議ないものと認め、本案件を当委員会においてこれを承認し、市長宛てに報告することに決しました。

議 長

以上をもちまして、本日の総会に付議された審議案件は全て終了しました。
続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

ます。

それでは、報告事項について事務局から説明します。

まず農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明します。

令和元年7月1日から7月31日までの受理数を報告します。

下恵土の方外4名からの届出があり、田22筆、面積は12,860.87㎡、畑11筆、面積は1,832.61㎡、合計33筆14,693.48㎡です。

次に7月中に行った農地の適正管理について説明します。

資料にありますように雑草等が生い茂り、近隣住民からの苦情が寄せられた9筆の農地について、農地の所有者に対し農地適正管理の面から書面にて指導を行いました。

続いて平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての資料をご覧ください。ここには、当可児市農業の概要、当農業委員会の現在の体制、現状及び課題、遊休農地に関する措置に関する評価等が纏められていますので、お目を通しておいてください。これについては、ホームページ上で公開となります。

次に連絡事項です。

まず、令和元年度農地状況調査について8月から9月にかけて現地調査を例年通り、別添調査表に基づき、調査をしていただきます。今年の状況はどうかを区分別に分けていただきご記入の上、ご提出をお願いします。この結果についてあらためてお尋ねすることもありますので、よろしくお願いします。

今後の日程ですが、8月6日締切り分の現地確認を8月28日の水曜日を計画しています。申請の案件によって、該当地域の委員さんにご連絡しますので、よろしくお願いします。

令和元年第9回総会を9月3日の火曜日、午後1時30分から、4階第1会議室で開催します。会場が変わりますのでご承知願います。

令和元年度可児市農業委員会の視察研修を9月6日の金曜日に1日と長帳場となりますが開催します。研修先は飛騨市にあるほうれん草農家他を予定しています。3日の総会と6日の視察研修と同一週となりますが、よろしくお願いします。

最後に農業委員・農地利用最適化推進大会ですが、去年は関市で行われましたが、今年はこの可児市文化センターの主劇場で開催されます。日時は、9月12日木曜日の午後1時から午後4時30分までの3時間30分間となっていますのでご参集のほどお願いします。なお直接現地集合となります。受付は、連絡事項記載してありますように午前11時45分からですが、食事の方は各自事前に召し上がって会場へ来てください。

議長

その他、何か報告事項、ご意見ありますか。

【奥村（武）委員挙手】

奥村（武）委員

奥村ですけれども、先日續木委員と私に対し、ある奥さんから後継者が亡くなって一人だけになって、頼むから草を刈ってほしいと言われ、今日私たちが草を刈ってきましたが、報告書を作った方がよいと思いますが、事務局どうですか。

【事務局挙手】

事務局

農業委員として活動をされたということですか。

【奥村（武）委員挙手】

奥村（武）委員 はいそうです。

事務局 【事務局挙手】

事務局 そういうことであれば、活動記録報告書にその旨ご記入ください。

奥村（武）委員 はい、わかりました。

議長 ご苦労さまでした。

奥村（武）委員 【奥村（武）委員挙手】

奥村（武）委員 結構そういう依頼があつて頼まれるんです。
後継者が亡くなって、誰が刈るんだということになって、農業委員であるので依頼されるんです。草刈は、農業委員会の仕事なのですか。

【可児（勉）委員挙手】

可児（勉）委員 今回の奥村委員の話に関連しますが、そうやってボランティアでやられることは、結構ですが、実は先ほど事務局へ今年度の障害保険を支払ってきましたが、この保険は農業委員として、農地転用の現地確認とか農地状況調査等の際に怪我をした場合だと思しますので、草刈の際には気を付けてやってもらいたいと思います。後継者がいないから草刈を頼まれて行った場合、対象になるのかどうですか。

【日比野委員挙手】

日比野委員 農業委員が草刈をすることは大変なので、シルバー人材センターに頼むように話をしたらどうですか。

【大澤委員挙手】

大澤委員 川合の場合は、相談にみえた場合には、私が刈ってあげると言えないので、あなたは、どうしたいのですか。自分でできないなら5条で売rinaさいと言っている。
しかし、農振農用地の場合は、5条で売れないので岐阜県農地中間管理機構に依頼するようになっている。農振農用地の場合は、必ず岐阜県農地中間管理機構が受けてくれるはず。貸出先を探してくれるはずなので、そこに頼みなさいと指導すべきでないのですか。

奥村（武）委員 はい、わかりました。

議長 その他ご意見もないようですので、ここで1件お願いします。9月6日の視察研修の出欠を8月28日の現地確認時に報告ください。

議長 それでは、これもちまして、令和元年第8回可児市農業委員会の総会を閉会させていただきます。
どうもご苦労様でございました。